

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 平成28年7月29日（金）午前10時00分～午前11時23分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、木村委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、寺島委員、西川委員、森川委員、守田委員、義江委員

■議事内容

1 答申

(1) 「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書

⇒ 環境影響評価方法書における選定項目、調査手法等について、総括的事項及び大気質の個別項目に係る指摘事項について、十分配慮するよう意見を述べるべき旨の答申文を、全会一致で知事に答申。

(2) 「JFE 扇島火力発電所更新計画」環境影響評価準備書

⇒ 環境影響評価書の作成に当たって、総括的事項及び大気質の個別項目に係る指摘事項について、十分配慮するよう意見を述べるべき旨の答申文を、全会一致で知事に答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書	・ 目黒清掃工場建替事業	平成 28 年 6 月 28 日
	・ 東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業	平成 28 年 7 月 4 日
2 変 更 届	・ 東京都市計画道路放射第 35 号線（練馬区早宮～北町間）建設事業	平成 28 年 7 月 13 日
3 完 了 届	・ (仮称) 大久保三丁目西地区開発事業	平成 28 年 6 月 9 日

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会

速 記 録

平成28年7月29日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち15名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成28年度第4回総会の開催をお願いいたします。

傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、御多忙の中、また、梅雨も明けまして気温が急に上がった中でお集まりいただきまして、ありがとうございます。

会議に入ります前に、今、事務局から報告がありましたように、傍聴を希望する方がお見えになっているということでございますので「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度といたします。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴人入場)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまでございます。

傍聴の皆様におかれましては、傍聴を希望される案件の審議が終了いたしました時点で、途中退室をされても結構でございます。進行に御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会を開催いたします。

本日の会議の内容でございますが、次第に書かれておりますように、答申案件2件に関する審議を行いまして、その後、受理報告を受けるという内容となっております。

早速、答申の1件目でございます。

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書の答申に係る審議を行います。

この案件は、法対象アセスに該当いたします。

また、事業対象地域は東京都外でございますが、距離が近いということで東京都でも審議の対象になるという案件でございます。

この案件につきましては、第2部会で審議をしていただきましたので、その結果につきまして、平手第二部会長から報告をしていただくことにいたします。お願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、資料1をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○池田アセスメント担当課長 それでは、事務局のほうから読み上げさせていただきます。
資料1。

平成28年7月29日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平手 小太郎

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は2ページをご覧ください。

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書について

第1 審議経過

本審議会では、平成28年4月28日に諮問第458号「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、環境の保全の見地から意見を有する者及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

方法書における環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

1 総括的事項

本事業は、電力の小売りが全面的に自由化され電気の購入先を自由に選択することができるようになることから、これに対応すべく、安価で環境負荷が少ない電気を安定供給することを目的とし、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備（約65万kW×2機（3・4号機））を増設するものである。

対象事業実施区域は、神奈川県川崎市川崎区の工業専用地域であり、その区域面積は、

約274,400m²である。また、対象事業実施区域である川崎市は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の総量規制地域となっている。

本事業の事業実施区域においては、重要な種のカワウ及びコチドリの生息が確認されていることから、施設の存在に伴う生息環境への影響が考えられるとともに、周辺には眺望点が存在しており、施設の存在に伴う主要な眺望景観への影響も考えられる。

更に、二酸化炭素排出量が多い火力発電所については、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性があることも必要である。

以上のことを踏まえ、準備書以降の図書の作成に当たっては、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を検討し、これらについて、準備書以降の図書において明らかにすることが重要である。

2 項目別事項

【大気質】

施設の稼働に伴う窒素酸化物の予測対象時期等として、発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とするとしているが、大気環境改善のためには、総排出量の削減が求められていることから、最大時のみならず、平均的な操業パターンを考慮した通常時における発電所全体の影響についても明らかにすること。

第3 その他

1 方法書で示された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、方法書に係る環境の保全の見地から意見を有する者等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価項目のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、準備書において対応すること。

2 環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定した場合は、東京都環境影響評価条例第83条第1項の規定に基づき、その内容を書面により報告すること。

4ページが付表になります。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」に係る環境影響評価方法書は、平成28年4月28日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、部会における審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として、取りまとめることといたしました。

本方法書に対しまして、6件の意見が事業者に提出されるとともに、関係区長である品川区長及び大田区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に配慮して環境影響評価準備書を作成するよう求めることといたしました。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

まず、総括的事項の内容です。

事業実施想定区域である川崎市は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の総量規制地域となっています。

また、事業実施想定区域内では、重要な種のカワウ及びコチドリの生息が確認されており、施設の存在に伴う生息環境への影響のほかに、周辺の眺望点からの眺望環境への影響も考えられます。

さらに、二酸化炭素排出量が多い火力発電所であることから、国の排出削減の目標・計画と整合性があることも必要です。

これらのことを踏まえ、準備書以降の図書の作成に当たっては、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を検討し、これらについて、準備書以降の図書において明らかにすることが重要です。

次に、項目別事項の内容ですが、大気質です。

施設の稼働に伴う窒素酸化物の予測対象時期等については、環境影響が最大になる時期としていますが、総排出量削減のためには、平均的な操業パターンを考慮した通常時における発電所全体の影響についても明らかにすることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

今、平手部会長から御報告いただきました内容につきまして、委員の皆様から御意見や御質問の御発言を承ります。いかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 項目別事項で大気質のことが記載されているので、少しだけ補足させていただきます。

方法書の212ページをご覧ください。ここには各観測点でのバックグラウンド濃度と、この

施設による寄与濃度が記されているのですけれども、一番右側の寄与率の欄を見ていただきますと、最も寄与率が高いところで0.2%なのです。ほかのところはそれ以下ということで、大気汚染の環境への影響ということから見ると、量的には非常に小さいということが、まず特徴として挙げられます。

今、読み上げていただきました大気質の項目については、平均的な操業パターンを考慮した通常時における発電所全体の影響についても明らかにすることという記載になっているのですけれども、これは、安定的に発電所が動いているときは、少なくとも周辺の寄与濃度について見ると、比較的濃度が低い状態が継続されるわけです。ところが、停止していた施設が急に動き出したりしたときに、煙突から排出される汚染物質は上のほうに上がりにくかったり、あるいは排出量そのものが定常と大きく違ったりするということがあるので、念のために、そういう変動がある場合についても予測していただくということで、こういうコメントをつけさせていただきました。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今の木村委員からの補足説明も含めまして、ほかの事項でも結構でございますので、委員の皆様から何か御意見や御質問がありましたら承ります。

私からも補足を申し上げます。私は、神奈川県でもこの案件についての審議にかかわっている立場でございますけれども、この事業計画は、環境への配慮という点では、かなりしっかりされていると個人的には見ておりますけれども、一方で、今日も机上に配付されていると思いますけれども、住民意見にはかなり大気の影響を懸念する意見も出てきているということでございます。

従来、川崎市内の事業については、この種の大気汚染にかかわる住民意見が出てくることが多くて、その趣旨は、やはり川崎市が全般に大気汚染レベルが高い。公害都市などという言い方をされた時期もあったぐらい、大気汚染の程度が高いという認識が、住民の皆さんの中にもありまして、たとえその事業の影響が小さいにしても、とにかく少しでも下げることには貢献してくれという趣旨の意見がたくさん出てくるわけです。

私が神奈川県で申し上げた意見は、もう一つのJFEもそうなのですけれども、低いからといって何もしなくていいみたいに受け取られるような表現は避けてほしいということ。事業者として、低いだけでもなお一層努力しますという姿勢を見せていただかないと、住民の理解を得られないこととなりますね、という趣旨の意見を申し上げておりまして、この案件

も、そういうことは準備書段階でも十分示していただきたいという意見を出している経過であることを、補足情報として申し上げておきます。

距離的には、東京都と、辛うじて大気の影響が出てくるぎりぎりぐらいの場所にある事業ですので、重大な影響は予測されないということは言えるわけですが、やはり全体的に汚染を抑制していくという趣旨で努力を求めるといこと。それから、木村委員が指摘された事項は、やはり私も、東京都としても言うておくのに賛成しているということでございます。

いかがでしょうか。ほかに、特に御発言がございませんようでしたら、今、平手部会長から御報告いただいた文面で、答申ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。では、この案のとおり答申とさせていただくことにいたします。事務局から、答申書の鏡を配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 事務局から、答申書を読み上げていただけますでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 読み上げさせていただきます。

28東環審13号

平成28年7月29日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書について（答申）

平成28年4月28日付28環総政第104号(諮問第458号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

今、読み上げていただきましたとおり、知事に答申することにいたします。

2番目の案件の審議に移ります。

「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価準備書の答申に係る審議を行います。

この案件も、法対象アセスの案件でございます、事業対象地域が東京都外にある事業であるという点も、先ほどの案件と共通でございます。こちらは、もう準備書の段階まで来ておりました、予測評価の結果が出ている状況でございます。

この案件につきましても、第二部会で審議していただきましたので、その結果を平手第二部会長から報告していただくことにいたします。お願いいたします。

○平手第二部会長 資料2をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○池田アセスメント担当課長 本日の資料の5ページ、資料2を読み上げさせていただきます。

平成28年7月29日

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平手 小太郎

「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価準備書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙につきましては、6ページになります。

「JFE扇島火力発電所更新計画」環境影響評価準備書について

第1 審議経過

本審議会では、平成28年2月25日に諮問第456号により「JFE扇島火力発電所更新計画」に係る環境影響評価準備書について諮問されて以降、部会における審議を行い、環境の保全の見地から意見を有する者及び関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は、付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

1 総括的事項

本計画は、神奈川県臨海部に位置するJFEスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）内のJFE扇島火力発電所において、老朽化したボイラ焚汽力発電方式の1号機をガスタービンコンバインドサイクル発電方式の新1号機に更新するもので、エネルギー利用の高効率化

を図るとともに、窒素酸化物などの大気汚染物質の排出量を低減させる計画としているが、環境の保全の見地から意見を有する者や関係区長からは、周辺環境への影響をより一層低減することが望まれている。

このようなことから、事業の実施に当たっては、新1号機のみならず、発電所全体で環境への影響の低減に努めることが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するとともに、一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

2 項目別事項

【大気質】

大気質の環境保全措置として、低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置の採用により窒素酸化物を低減するとしている。その性能を保持するために適正な運転管理や維持管理を確実に行うことはもとより、供用後も引続き最新技術の導入などを検討し、より一層大気汚染物質の排出低減に努めること。

また、発電に使用する各燃料の使用量は、製鉄所から供給される副生ガスのバランスに応じて変動するとしていることから、いかなる運転条件においても環境負荷の少ない操業に努めること。

8ページが付表になります。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

「JFE扇島火力発電所更新計画」に係る環境影響評価準備書は、平成28年2月25日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における審議を行い、ただ今朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

本準備書に対しましては、14件の意見が事業者に提出されるとともに、関係区長である大田区長から意見が提出されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、公述人の申し出がなく、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に配慮して環境影響評価書を作成するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

最初に、総括的事項の内容です。

本事業は、老朽化したボイラ焚汽力発電方式の1号機をガスタービンコンバインドサイクル発電方式の新1号機に更新することで、エネルギー利用の高効率化や窒素酸化物などの大気汚染物質の低減を行うこととしています。

しかし、意見者や関係区長からは、周辺環境への影響をより一層低減することが望まれていることから、事業の実施に当たっては、発電所全体で環境への影響の低減に努めることが重要です。

以上のことを踏まえ、評価書の作成に当たっては、項目別事項に掲げる事項に十分配慮するとともに、一層理解しやすいものとなるよう努めることを求めるものでございます。

次に、項目別事項ですが、大気質です。

低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置の採用により窒素酸化物を低減していることから、適正な運転管理等の確実な実施や供用後も引き続き最新技術の導入の検討を求めること及び発電に使用する各副生ガスの変動にかかわらず、いかなる運転条件でも環境負荷の低減を求めるものなどがございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、平手部会長から報告していただいた内容につきまして、委員の皆様から御質問や御意見を承ります。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 先日の部会の際に申し上げるべきだったと思って、申しわけないのですが、特に、この答申の中に入れていただきたいというよりは、コメントとして感じているところを少しお話しさせていただければと思います。

今回の準備書を拝見いたしますと、確かに新1号機の例えば循環器の冷却水に関して、特段熱量が増えているわけではないのです。また、決してこの事業者によってのみ起こっていることではございませんが、東京湾全体の海水温が長期的に見ると上昇傾向にあるということなどを踏まえて、熱量を180万トン、7℃くらいに上げるだけの熱量というのは膨大ですので、引き続きこの低減に努めていただきたいと思います。

また、冷却水に関して、生物相が冷却管などにつかないように海水を電気分解して次亜塩素酸で処理をしております。これも定期的に排水管理をしてくださるようですが、一旦東京湾に出ていきますと、やはり生物相に影響を与えますので、その辺の管理も引き続き定期的

に行って、過剰な次亜塩素酸をつくり出さないようにお願いしたい。

特に、排水基準に抵触するわけではないのですが、浮遊物質量（SS）は、ふだんはもっと低いと書いてはございますが、目標値35mg/lと高めなので、今回の補足資料2ページの第2図で、排水処理については経路なども変えるというようにいろいろ御検討いただいているのですけれども、具体的に、排水処理をどのようにして浮遊物質量（SS）を低減するのか、もう少し明確に書いていただければというコメントとして申し上げたいと思います。

以上です。

○片谷審議会会長 事務局は、今の件はいかがですか。

○池田アセスメント担当課長 今、伺った件につきましては、なるべく次の評価書で反映できるように、事業者には伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○片谷審議会会長 特に、海水温の問題に関しては、神奈川県でも指摘が出ておまして、知事意見の中に触れられております。

たしか、次亜塩素酸の件は意見には入っていなかったと思いますが、事務局から事業者に伝えてください。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 今の件と関連して、答申案そのものとは離れた話になると思うのですけれども、温排水の問題が、千葉県側でも石炭火力の発電所がいっぱい建設される動きになっていて、やはり温排水が出ていくのです。そのときに、今のやり方は、現状の水温に対してどう影響があるかどうかということなのですけれども、それが複数出てくると結局、どんどん上がってってしまうという感じです。全体で評価する仕組みがないと、これから大変かという感じで、これはコメントです。

○片谷審議会会長 東京湾全体の水温の問題ですので、個別のアセス案件の中でそれを議論するのは難しいのです。個別のアセスの中では、とにかく最大限、熱の放出を抑えてくださいということまでしか言えないと思うのです。

東京都では、何か東京湾の水温管理に関する動きというのは、最近あるのでしょうか。これは、佐々木委員のほうがお詳しいかもしれませんが。

○佐々木委員 管理という意味ではないのですが、底層も含めて、千葉や神奈川、川崎、横浜、東京都の研究所間で、共同でずっと海水温を調査していますと、長期的に見ますと、やはり上がっております。生物相も、私どもが調査したときに、前はいなかったミドリイガイが見えるようになり、南方によるミドリイガイが越冬できるようになるというように、地球

全体の問題でもあるのですが、東京湾に限りましては海水温上昇の傾向が生物からも見えております。

対策は、すみませんちょっと私のほうでは。

○片谷審議会会長 これは、この審議会で議論できる話ではありませんけれども、同じ環境局の中の任務だと思いますので、事務局で関連セクションと情報交換をしておいてください。

ほかは、いかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 ちょっと専門的で細かいことなのですけれども、この評価書では非常に特殊な気象条件のときの濃度予測も幾つかされていて、例えば580ページをご覧ください。逆転層があるときの予測のポンチ絵が描かれています。それから、588ページには、煙突の影響によって煙が下においてくるダウンウォッシュの現象が書かれています。593ページは、建物影響によると思われるダウンウォッシュの概念図が描かれていますのですけれども、記述がそれぞれの絵が少しずつ正確ではないのです。例えば、最後のダウンウォッシュの概念図は、どう見てもダウンドラフトの絵なのです。普通の環境アセスの中でそういうことを議論することは少ないですけれども、これは明らかに名称として間違えていますので直す必要がある、直した方がいいと思います。

先ほどに戻りまして、588ページのダウンウォッシュの概念図も、ダウンウォッシュのようなダウンドラフトのような絵で、ダウンウォッシュだけを正確に描こうと思ったら、煙突に沿って真下においてくる。それがダウンウォッシュなのです。建屋があったら建屋の側面に沿っておりてくるというのがダウンウォッシュなので、これも似てはいるのですけれども正確ではないということです。

580ページの逆転層のことについては、この図で正しいと思うのですけれども、この準備書全体ではフュミゲーションの話も書かれていて、これとこの580ページの図が似ているのですけれども、正確には、逆転層の高さが場所によって変わるのがフュミゲーションの特性なので、その辺は非常に専門的な話になってしまうのですけれども、その辺ちょっと文献等に当たっていただいて、もし修正していただければ、正しい図に直していただきたいと思います。

○片谷審議会会長 事務局は、いかがですか。

○池田アセスメント担当課長 ただいまの件につきましても事業者のほうに伝えまして、評価書の中で修正していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○片谷審議会会長 私は神奈川県で見ている、この図がおかしいことは見落としておりまし

た。指摘はしていません。失礼しました。今、指摘していただいて、大変助かりました。

事務局からは、その点よろしく願いいたします。これは、受けているのは気象協会ですから、その辺の専門家は社内にはいるはずなので、しっかりやっていただくようお願いしましょう。

ほかは、いかがでしょうか。

あとは私から、神奈川県でどういう議論をしたかということ、附帯情報で申し上げておきたい点があるのです。

この準備書は、基本的にはしっかり調査も予測評価もされていると思うのですが、いろいろな項目の評価の欄を見ていただくと分かるのですが、実は、ほとんどの項目も評価の文言が一緒なのです。当然、予測評価項目ごとに評価結果というのは異なってしかなるべきで、全部同じような文章で片づけられるというのは、本来あり得ないはずだということなのですが、文章が非常に似通っています。そういうものを出してしまいますと、よく言われるアセスメントは画一的であり形式的であるといったような、世の中で時々聞かれる批判の格好のターゲットになってしまうのです。直す必要があるということ、既に神奈川県審議会には、一部修正した案は補足資料として出てきておりますけれども、まだちょっと十分ではないです、評価書までに何とか修正してくださいという意見を申し上げているということです。

皆さん、御自身の担当項目のところを重点的にご覧になると、ほかの項目と見比べる作業は余りされないと思うのですが、とにかく評価の文言が非常に類似しているというところにアセス図書の問題点がある。調査と予測まではきちんとされているのですが、評価の書き方に問題があるということ、神奈川県で指摘したということ、補足情報として申し上げておきたいと思っております。これは、いい勉強になりますので、事務局もよく見比べておいていただきたいと思っております。

それから、私は部会を欠席してしまいましたので、そのときにコメントできなかったのですが、補足資料が部会で配られたのです。

○池田アセスメント担当課長 はい、配って説明してございます。

○片谷審議会会長 これは、事業者から割と最近提出されたもので、要はガスの混合比が少し変わることによる大気への影響を計算し直しましたという趣旨です。こういうのは、できるだけ精緻にやってもらったほうがいいので、一部、数字が大きくなっているように見えるのですが、非常にわずかな増加なので、これは問題ないという判断で、神奈川県では

妥当であろうと回答しているということも、補足として申し上げておきたいと思います。

ほかに、どなたか御発言ありますでしょうか。

特に御発言がありませんようですので、答申といたしましては、先ほど部会長から報告していただいた案のとおりで、答申とするということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

特に御発言がございませんので、御了解いただけたものとさせていただきます。

では、事務局から答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 事務局から、答申書を読み上げていただけますでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

28東環審14号

平成28年7月29日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「JFE扇島火力発電書更新計画」環境影響評価準備書について（答申）

平成28年2月25日付27環総政第1012号(諮問第456号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

今、読み上げていただきましたとおり、知事に答申することにいたします。

答申に関する審議は以上でございます。

続きまして、受理関係についての報告を受けることにいたします。

事務局から、報告をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 本日の資料の9ページをご覧ください。

資料3、受理報告でございます。

受理した案件は4案件です。1番が環境影響評価書「目黒清掃工場建替事業」と「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」の2件が、今回評価書としてできあがったということでございます。

変更届が1件。「東京都市計画道路放射第35号線（練馬区早宮～北町間）建設事業」。

完了届が1件。「（仮称）大久保三丁目西地区開発事業」でございます。4件受理をしてございます。

それでは、個別に担当から御説明をさせていただきます。

○池田アセスメント担当課長 本日の資料の10ページをご覧ください。

「目黒清掃工場建替事業」につきまして、環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連についてでございます。

大気汚染、騒音・振動共通のもので、審査意見につきましては、首都高速中央環状品川線の開通に伴い、工事用車両及びごみ収集車両等の走行ルートである山手通りの現況交通量が変化していると考えられることから、予測条件の妥当性について検証することでございます。

お手元の赤茶色、目黒清掃工場の評価書本編48ページをご覧ください。

御意見に従いまして、開通後の予測状況を調べてございます。こちらの48ページの下段の表は大鳥神社交差点における山手通り断面交通量の比較でございます。

一枚もとに戻っていただいて46ページをお開きください。こちらが図6.3-6 交通量調査地点の図でございますけれども、中央部の墨がかかったところが目黒清掃工場でございます。目黒工場から一番近い調査地点としまして、吹き出しに出ております大鳥神社交差点の調査結果を使わせていただいております。

48ページにお戻りいただきまして、こちらのデータにつきましては、警視庁交通部の交通量統計表の平成25年度と平成27年度のものを比較したものでございます。まず、平成25年11月が開通前のデータでございますけれども、断面合計が33,749台となっております。右側の平成27年10月が開通後のデータでございますけれども、断面合計が32,027台となっておりまして、増減率は約5.1%の減でございました。

評価書案で評価した将来交通量につきましては、一般車両に対する工事用車両の割合が0.8%であるのに対して、今回の調査結果、一般車両5.1%を減じた場合の、一般車両に対する工事用車両の割合は、0.9%でございまして、ほとんど変化はないと見てございます。

同様に、一般車両に対するごみ収集車両の割合は、評価書案の段階では2.4%ということでお示ししてございましたけれども、一般車両5.1%を減じた場合の、一般車両に対するごみ収

集車両等の割合は2.5%でございます、こちらもほとんど変化はないと判断してございます。

以上のことから、計画地周辺の交通量につきまして、高速開通に伴う大幅な変化はないと判断されると考えてございます。

本日の資料の10ページにお戻りください。

大気汚染につきまして、審査意見につきましては、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底することということでございます。

これにつきまして、評価書案の269ページをお開きください。

269ページの上のほうの、環境保全のための措置の予測に反映しなかった措置の中、上から2つ目のポチを読み上げさせていただきますけれども建設機械については、機械の効率的な稼働に努め、アイドリング・ストップや不要なエンジンのふかしの防止、路上待機の防止を徹底する。また、使用する燃料は、日本工業規格に適合したものを使用するを追記してございます。

続きまして、271ページをご覧ください。右上の(a)浮遊粒子状物質(SPM)と(b)二酸化炭素(NO_2)の項目を共通で書かせていただいておりますけれども、上の浮遊粒子状物質のところの、また書き以降のところを見ていただければと思います。予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は12.0%、 NO_2 につきましては35.5%の寄与率です。そのため、環境保全のための措置を徹底し、より一層、環境負荷の低減を図ると追記してございます。ちょっと具体的なものを書いているわけではございませんけれども、事業者としてこの辺を重く受けとめて、低減を図るとしてございます。

また、本日の資料の10ページにお戻りいただければと思います。

最後、騒音・振動につきましては、工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価において、騒音レベルの増分はわずかであり、事業の実施による影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状においても環境基準を超えている地点があることから、規制速度の厳守はもとより、さらなる環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音による影響の低減に努めることとさせていただきます。

本編345ページをお開きください。騒音関係の、環境保全の措置のページでございます。(2)予測に反映しなかった措置のア 工事の施工中の一番下のポツをご覧ください。これは、工事の施工中と完了後の両方に共通して入れさせていただいております。清掃工場搬出入口に面した道路(補助19号線)の渋滞を緩和する方策等、道路騒音低減対策について道路管理者や

交通管理者等と協議を行うと追記してございます。

次にイ 工事の完了後の真ん中あたりの丸ポツをご覧ください。敷地内周回道路の一部に覆いを設ける。また、敷地内駐車場の上部に人工地盤を設ける等の騒音防止対策を検討するでございませう。

本編の22ページをご覧ください。こちらが、施設計画図でございませう。工場棟の右下のほうにブルーで書かれているところ、覆蓋と書いてありますけれども、これは既に評価書案の段階で書いてありますけれども、これも騒音防止のための措置でございませう。

この工場棟の上の管理棟の上に、駐車場という文字が書いてあるかと思ひますが、今、何も屋根とかはございませうけれども、ここに人工地盤を設けまして、いわゆる屋根状のものをつくりまして、駐車場の騒音の低減に努めるとしてございませう。

以上でございませう。

続きまして、本日の資料の11ページをご覧ください。次は「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連についてでございませう。

本件の評価書は、先ほどのJFEの色と同じなのでございませうが、黄緑色の薄いほうの冊子になります。

まず、大気汚染でございませう。審査意見書の内容は、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討する、でございませう。

評価書の104ページをお開きください。こちらの上のほうの⑮、今後、詳細な施工計画を作成する中で、計画地に隣接した建物があることに留意しながら、周辺への配慮等を含めて総合的に検討するとともに、下記の事項を実施し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。建設機械の高負荷運転を極力避けるように努める。建設機械は常に点検・整備を行い良好な状態にするなど、この追加の措置について記述してございませう。

本日の資料の11ページにお戻りください。次は、騒音・振動でございませう。意見書の内容ですが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、計画地に隣接して商業施設等があることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること。

次の段ですが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわ

ずかであるとしているが、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めることとさせていただきます。

評価書の140ページの一番下の⑥。書いてあることは先ほどの大気汚染のことと同様ですので省きますけれども、ここに追記をさせていただいています。

右の141ページは工事用車両についてでございますけれども、こちらについては、本事業と周辺開発の工事状況を確認しながら必要に応じて調整するとともに、下記の事項を実施し、交通利便性及び環境影響の低減に努める。工事用車両は常に点検・整備を行い良好な状態で使用する。迷惑となるような市街地での待機や違法駐車等の禁止を徹底するなど、これらを追記して対策を講じているところでございます。

また、本日の資料の11ページにお戻りいただきまして、景観でございます。意見書の内容は、壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることや透明感や軽快さを表現としたデザインを主体として周辺景観との調和を図ることなどにより圧迫感の軽減に努めるとしていますが、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明することとございました。

評価書案の229ページをお開きください。こちらのページの下の方が御指摘いただいた件についての回答ということで、具体的なイメージ図を使いまして、右側の吹き出しを使いながら、今回の、言葉で表しているところを、具体的にこういうふうに変化をつけていますということを書いてるように改善を図ってございます。

東京駅前八重洲一丁目につきましては、以上でございます。

○片谷審議会会長 一旦、ここで質問をお受けすることにしましょう。

今、2件の案件の評価書について、評価書案の段階での意見への対応状況について御説明をいただきました。

今、説明のあった内容について、何か御意見等がありましたら承ります。いかがでしょうか。

町田部会長、お願いします。

○町田第一部会長 目黒清掃工場についてちょっと確認をしたいのですが、今日の資料ですと10ページの一番下の枠、騒音・振動です。

先ほど御説明がありましたように、駐車場の上部に人工地盤を設けるという書き込みがございまして、評価書の345ページのイ 工事の完了後ですけれども、同様の記載がございまして、

ちょっと聞き間違ったかもしれませんが、先ほど、事務局からの御説明で、人工地盤を設けて、屋根をつけるという御発言があったかと思えます。

○池田アセスメント担当課長 この駐車場の上に人工地盤を屋根的な感じで設けまして、駐車時の騒音等が漏れないように工夫をするということでございます。

○町田第一部長 そうしますと、人工地盤とは当初から施工の内容に入っているということですか。後づけですか。

○池田アセスメント担当課長 いいえ、今回御指摘いただいたので、検討して、今、その方向で進めるようにということで、さらに検討を進めているところでございます。

○町田第一部長 一般的な解釈ですが、人工地盤というのは、本格的な工事施工をやらないと簡単にはできないような思いを持っているのですが、後づけで大丈夫なのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 発注そのものはこれからですので、この評価書に基づいて、今の部分も含めて仕様にして発注すると聞いておりますので大丈夫だと思います。

○町田第一部長 分かりました。ありがとうございました。

○片谷審議会会長 その人工地盤の上は、何に利用するのですか。

○池田アセスメント担当課長 一応、緑地にする予定と聞いております。

○片谷審議会会長 そうすると、ヒートアイランドの緩和などに貢献すると期待できる。駐車場だけだと、かなり暖まってしまうからということですね。それであれば、それは有効な対策だと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

私から申し上げますが、八重洲一丁目の大気汚染の環境保全のための措置を少し加筆していただいているのですけれども、これはもちろんそれでいいのですが、一番大事なことというのは、それらを確実に実行することです。評価書に書くことは、もちろん必要ではあるし意味があるのですけれども、確実に実行するということが一番求められていることなので、そのあたりを、事業者に対してさらに念押しをしておいていただけるといいかと思います。書いたので安心してしまったということにならないように。むしろ、これからが本番である。

アセス手続というのは、評価書を出してしまうと忘れ去られてしまうようなことになりかねないので、もちろん事後調査はあるわけですが、要は、この環境配慮事項を確実に、むしろ手続段階以上の環境配慮をしていただくというぐらいの意気込みでやっていただきたいというのを補足意見としてお伝えいただきたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 ただいまの意見を踏まえまして、今後、事後調査等におきまして協議して、実行を確認していきたいと思います。

○片谷審議会会長 ほかにいかがですか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 教えていただきたいのですが、先ほどの目黒清掃工場の騒音の軽減の緩和策として、駐車場の上部に人工地盤を設ける。これは実際にどれぐらいの騒音低減の効果があるのか。これは結構大変な工事になって、計画も変わるようなことです。本当にこういう方法で、あと上だけにして果たして具体的に騒音軽減になるかというのが、私にはちょっとイメージがしにくいのですが、これがどれくらい効果がある方法であり、具体的にどれくらい軽減があるのか知りたいということです。

○池田アセスメント担当課長 22ページをお開きいただければと思います。

先ほど使った説明の図でございますけれども、この駐車場と書いているところに人工地盤をつくりましますけれども、後ろの緑地帯がございます。そこと陸続きになるような形で人工地盤をつくって、要は、騒音等が車の出入りする前のほうだけ音が出るような形に計画しているような話は聞いてございます。

測定のことですけれども、その効果については、ちょっと一組のほうでもやってはいらっしやらないということなのですが、ただ、後ろのほうが住宅街になってございます。緑地と陸続きになることで、前面からしか音が出ないような形になりますので、駐車場に止まっている車についての騒音につきましては、大分軽減されると、一組のほうでは見込んでいらっしやるようです。

○片谷審議会会長 要するに、車が入り出す前はあいているけれども、後ろは塞がるということですね。

それであれば、騒音対策には十分なアイデアだろうと思います。

よろしいでしょうか。

では、ほかに御発言がないようでございますので、残りの受理案件の説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、最後です。

本日の資料の12ページをご覧ください。変更届でございます。事業名は「東京都市計画道路放射第35号線（練馬区早宮～北町間）建設事業」でございます。

非常に薄い冊子なので、もしかしたら埋もれているかもしれませんが、お手元の事業計画の変更についてというものをご覧くださいと思います。

2ページ目でございます。若干見づらい図ではございますけれども、北西側に濃い点線がありますけれども、こちらが事業区間になります。こちらは、環状第8号線と交差するところな

のですけれども、これをさらに東のほうに、放射第35・36号線が環7のほうまで行っておりまして、これは現在事業中でつくっている途中でございます。

環7の東側が、放射第36号線となっております、こちらはもう完成しております、有楽町線の小竹向原駅の上を通過でございます。

それをさらに東側に行くと環状第6号線、山手通りにぶつかるところが、ちょうど要町の駅のあたりで、そこからさらに東も現道がございまして、池袋駅の西口にぶつかる道路となっております。

これが全てできますと、池袋駅の西口からずっと、一番北側の新大宮バイパスまでつながって、かなり幹線的な道路になる予定でございます。

右側が計画図、模式図となっておりますけれども、基本的には平面なのですが、環状第8号線と交差するところだけは立体です。掘割、ボックスカルバートという形で、立体で交差する予定となっております。

本日の資料にお戻りいただきまして、12ページ目でございます。

こちらもちょうと古い案件で、答申日は平成14年でございます。

事業の種類は、道路の新設。

規模ですけれども、延長は約1.4km。起点は練馬区早宮二丁目から、終点が練馬区北町五丁目。

車線数は、基本的には本線4車線で、立体交差部だけ側道もございます。

道路幅員は40m～50m。

構造としては、一般部が約0.9km、立体交差部が約0.5kmでございます。

工事期間は、平成19年度～平成32年度。

供用開始も平成32年度の予定でございます。

今回の変更理由ですけれども、用地取得を進める中で、移転先の問題ですとか、高齢化による引越の困難性。それから家屋移転に伴う学校・学区等の変更による不安の解消など、権利者等の生活再建にも合わせた用地取得が求められ、ということで、道路事業は往々にして、用地交渉がとても重要であり、かつ難しいもので、なかなか予定どおり進まないというのがありまして、98%ほど用地取得済みということでございますけれども、まだ残っている部分がありますので、本来27年度に終わる予定だったのでございますけれども終わらなかったのも、工事期間と供用開始時期を延ばすというものでございます。

変更内容につきましては表に記載のとおり、平成27年度まで工事、供用開始となっていた

ものを、平成32年度に変更するというものでございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果ですけれども、今回の変更において工事期間及び供用開始時期は変わりますけれども、工法・規模等の予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今の変更届について、何か御質問や御意見がありましたら、承ります。

工期の変更だけですので予測評価の見直しは行わないというのは至極妥当な結論ではあるのですけれども、一点気になるのは、平成27年度に完了する予定だったものを変更する届けが平成28年の7月に出てきているというのは、本来はタイミングとして遅れているということだろうと思うのですが、何かその辺は事情があったのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 協議を始めたのが平成27年度の末のほうでして、急いではいたのですけれども、平成27年度末にたしか、30ページくらいの審議案件等があっただけでかなりいろいろ立て込んでいたので、ちょっと遅れてしまいました。ただ、この数ヶ月の間に何かあるというわけではなかったもので、なるべく早く、年度を明けて出しましょうということで、ちょっと遅れてしまいました。

その点は、おわびをいたします。申し訳ございませんでした。

○片谷審議会会長 何も実害はないのですけれども、タイミングだけの話です。

ほかは、いかがですか。

では、特に御発言がありませんので、受理関係についての報告は以上とさせていただきます。

あと、次第ではその他がございしますが、事務局からは何かありますか。

○宇山アセスメント担当課長 特段、ございません。

○片谷審議会会長 実は、ちょっと私から提案というか、その他ということで情報共有だけしておきたい件があります。

先ほど、たまたま齋藤委員の御発言の中で、千葉で石炭火力がかなり動いているという話がありましたけれども、今、全国的に石炭火力の事業計画が動いていて、当初、環境省はそれに対してかなり否定的な意見を出していたわけですが、途中から少し方向転換があって、事業計画自体は容認するような方向に変わってきております。今現在もほかの道府県では、幾つかの石炭火力の案件が動いている状況があると、私は認識しております。例えば、

森川委員は茨城の委員をされているので、実際に審査に当たられていると思うのですけれども、私も神奈川県で1件、石炭転換の案件を審議しているところです。

やはり石炭に転換しますと、例えば、私の神奈川県で審議している案件は東京電力ですけれども、従来、石油火力だった施設で、今、休止中なのですけれども、それを壊して石炭火力に変えるという案件です。当然ながら、同じ発電出力で石炭転換すれば、環境負荷は増えてしまいます。少なくとも温室効果ガス何かは間違いなく増えます。そういう問題があるのですが、神奈川県の案件は、出力を抑えて、従来の石油火力のときよりも温室効果ガスの排出量が増えないような配慮をした計画になっているので、その点は評価できるのです。それでも、今、休止していることもありまして、休止しているものが復活することに相当するので、審議の中では、やはり環境負荷が増えるという見方ができるのではないかという趣旨の意見は出ているという状況があります。

先ほど事務局に聞きますと、東京都ではまだそういう案件の相談は出てきていないということですが、ないとは言えない状況でございますので、私から、どんな状況かということを少し申し上げました。

森川委員、もしできたら茨城の状況をちょっと御紹介いただけますか。かなり、審議会で議論が白熱したようなことを漏れ聞いております。

○森川委員 茨城県では、火力発電所ということで石炭の火力発電所は新設が2機ありました。これは、規模的に法アセスに触れるものではなくて、県の中で審議という形だったのですけれども、どちらも電力会社ではなくて、卸売電気というかいわば子会社みたいなところで電気をつくって売るみたいなところでした。

茨城県という県の地域性もあるのですけれども、あまり上のほうから言ってきたことに、住民の方はいろいろは言わない風土が実はございまして、私も県民でしたのでわかるのですけれども。なので、住民からの意見というのは、たくさんはなかったのです。

ただ、もともと、那珂湊というか水戸の北のほうにある石炭火力発電を建てたときにはちょっともめたときがあって、煙突の高さを随分高くしたのですけれども、今回はそれより排出も少ないし、煙突の高さも下げますみたいな感じで、それはそのまま通った感じです。

どうしても、やはり事業者のほうは、安価で、安定して供給できる燃料として石炭を選んでいるのだということと、CO₂とか温暖化の問題は、電力会社というか産業界全体で抑えるから大丈夫だという筋で意見を言うのです。なので、個々の発電所でこのぐらい、もちろん温室効果ガスから見るとすごく大きい負荷なのですけれども、全体で抑えるから大丈夫なのだ

という論理で来まして、大丈夫なのですねという話で終わってしまったのです。どうしても、やはり電気を売っているという、環境の負荷ということよりはお金の話が出てしまっていて、CO₂に対しても、今後いろいろな技術が出てくるのだろうけれども、それに対して約束はできませんというような形で、大分、審議になったのかどうなのかというところで終わってしまって、個人的にはいろいろ、もやもやとした感が残ってしまいました。

あまり報告にならなくて、すみません。

○片谷審議会会長 齋藤委員は、千葉の案件についての情報は何かお持ちですか。

○齋藤委員 今、千葉県で、2つ計画が動いていて、環境影響評価の委員会のほうに係りました。そのときには、基本的には、委員側としては、CO₂の排出量に関しては当然懸念を持っていたわけですが、石炭を使う中では最新の技術であるということです。

CO₂の排出量そのものに関しては、その中でも意見が出てきていたのですけれども、結局、影響が出てくるのが地域ではなくて、非常に全地球的であるというようなことからすると、排出を減らすということが、足元の地域で減らしていくということは重要なものだけれども、結局は、日本全体もしくは世界的なCO₂をどうコントロールするかというような議論なのです。

実は、若干個人的な話でもあるのですけれども、この環境影響評価の中で審議するのは、なじまない部分も若干あるのではないかとこのところの意見も出てきていたと思いますし、私個人も、そんな感じもしています。

その場としては、最良の技術を使っているというようなことから、できるだけ低減してくださいということで終わったという感じでございます。

○片谷審議会会長 特にNO_x、SO_x、SPMに関しては、これからつくる新しい発電所の場合、昔の石炭火力のようなことはないわけです。そういうところは、認めていい点だと思いますけれども、やはり、いろいろ難しい判断も出てきますので、もし東京都でもそういう案件が発生すれば、またいろいろ審議が難しいような状況も起こり得るということで、若干前振りで情報を共有しておいた方がいいかと思って、今、申し上げました。

ほかの委員の皆様から、何か御質問や御意見等がありましたら承ります。いかがでしょうか。

東京都で発生しなくても、また千葉や神奈川で起こるとその周辺自治体という立場になる可能性もありますので、そういう案件が出てきたときには、鋭意審議を進めていきたいと思っています。

この件は、私が勝手にその他で入れさせていただきましたけれども、以上とさせていただきます。

きます。

本日の審議は、これで全て終了いたしました。

(傍聴人退場)

(午前11時23分閉会)